

## 要支援者への予防給付を市町村事業とすることについての意見書

平成12年にスタートした介護保険は、超高齢社会になくってはならない共同連帯の制度として広く認識され、多くの高齢者が利用している。独居や高齢者世帯など家族介護に頼れない世帯が急増し近所付き合いが希薄になる中で、その役割はますます大きくなっている。

しかし、国においては介護保険制度維持のため、給付範囲（介護サービス）の見直しを行い、社会保障制度改革国民会議及び社会保障審議会介護保険部会で要支援を介護保険給付から除外することが検討されている。

その中で、「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村事業に委ねる」との提案は、サービスを利用する側からは、どの程度の自己負担でどの程度のサービスを利用できるのかわからないという強い不安の声があるとともに、市町村においても、それに伴う財政負担、事務的負担の増加について懸念されているところである。

厚生労働省は、11月14日に開催した社会保障制度審議会介護保険部会に、要支援者に対する予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護・通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリテーションなどは予防給付として継続することを提案したが、国全体としては訪問介護と通所介護は予防給付の半分を超えるものであり、本市においても64パーセントを占めることから、多くの要支援者がその影響を受けるものと考えられる。

国は、要支援者を市町村事業である地域支援事業に移しても財源構成は変わらないとしているが、市町村事業として実施する場合の財源が確保されない場合は、サービスや費用負担に市町村格差が懸念されるところである。

また、社会保障審議会介護保険部会においては、費用負担の見直しの中で、制度創設以来、所得に関わらず利用者負担を1割としていたものを、一定以上の所得のある方については2割の利用者負担とすることも併せて提案しているところである。

このため、下記について強く求めるものである。

### 記

- 1 要支援者を介護保険給付の対象から分離しないこと。
- 2 利用者負担に所得による差を設けないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿  
衆議院議長 伊吹 文明 殿  
参議院議長 山崎 正昭 殿